

## 社会福祉法人 岩手和敬会 特別養護老人ホーム山岸和敬荘 利用料金

- 介護老人福祉施設サービス利用料金表…1日当たり（介護保険負担割合証に記載された割合でご負担いただきます。）

	基本料金		
区分	① 1割	② 2割	③ 3割
要介護1	573円	1,146円	1,719円
要介護2	641円	1,282円	1,923円
要介護3	712円	1,424円	2,136円
要介護4	780円	1,560円	2,340円
要介護5	847円	1,694円	2,541円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から9月までの間、左記基本料金に0.1%上乗せした金額が別途かかります。

- 各種加算について（有資格者や常勤職員の割合により、加算体制が変わる場合がございます）
  - ① 基本料金…介護保険自己負担の場合の利用料金です。介護保険負担割合証をご確認ください。
  - ② 初期加算…入所後30日間に限り、算定される加算です。（1日につき①30円②60円③90円）1ヶ月以上に渡る入院後、退院後に再入所された場合にも再入所後30日間に限って、初期加算が加算されます。
  - ③ 療養食加算…医師の発行する食事せんに基づいて各種療養食(糖尿病食等)を提供すると加算。(1食あたり①6円②12円③18円)
  - ④ 再入所時栄養連携加算…施設の入所者が医療機関に入院し経管栄養又は嚥下調整食の新規導入等、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、施設の管理栄養士が当該医療期間の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合の評価における加算（1回①400円②800円③1,200円）※再入所時1回に限り算定

- ⑤ 栄養マネジメント未実施減算…管理栄養士を配置せず栄養マネジメントを実施しなかった場合に減算（1日①14円②28円③42円）
- ⑥ 栄養マネジメント強化加算…低栄養リスクの高い入所者に対し医師、管理栄養士、看護師等が共同し栄養ケア計画を作成・週に3回以上食事の観察を行い、状態にあった食事を提供とその情報を厚生労働省に提出し、有効な必要情報を活用することで加算。（1日①11円②22円③33円）

- ⑦ 看護体制加算（Ⅰ）…常勤1名以上の看護師を配置されている事で加算。（1日につき①4円②8円③12円）看護体制加算（Ⅱ）…重度化に対応できる看護師の配置と夜間の連絡体制を確保し加算。（1日につき①8円②16円③24円）
- ⑧ 生活機能向上連携加算Ⅰ…医師または外部のリハビリテーション専門職の助言により施設の機能訓練指導員(看護師等)及びその他職種の者が共同して入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し訓練を実施された方（対象者に対して1月につき①100円②200円③300円で3月に1回を限度とする）生活機能向上連携加算Ⅱ…医師または外部のリハビリテーション専門職が実際に訪問しリハビリを行う場合（対象者に対して1月につき①200円②300円③400円）

- ⑨ 個別機能訓練加算Ⅰ…機能訓練指導員が個別機能訓練計画書を作成し実施した場合に加算。（1日につき①12円②24円③36円）個別機能訓練加算Ⅱ…個別機能訓練加算Ⅰを算定している方で個別機能訓練計画の内容等情報を厚生労働省に提出し、機能訓練実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合に加算。（1月につき①20円②40円③60円）

- ⑩ 日常生活継続支援加算…新規入所者のうち、要介護4・5の入所者が全入所者の70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上上、又はたんの吸引等が必要な入所者の占める割合が15%であり、且つ介護福祉士が入所者6人に対して1人以上(ケアロボット機器を活用の場合は7人に対して1人以上)配置されている事で加算。（1日につき①36円②72円③108円）

- ⑪ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）…介護職員総数の介護福祉士の占める割合が60%以上で加算(1日につき①18円②36円③54円）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）…介護職員総数の介護福祉士の占める割合が50%以上で加算(1日につき①12円②24円③36円）

- ⑫ 夜勤職員配置加算（Ⅰ）…夜勤人数が最低基準を1人以上上回っての配置にて加算(1日につき①13円②26円③39円）夜勤職員配置加算（Ⅲ）…夜勤時間帯を通じて看護職員または喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置することで加算(1日につき①16円②32円③48円)
- ⑬ 短期入院又は外泊された場合にお支払いいただく利用料金(1日につき①246円②492円③738円)※1月に最大6日間まで

- ⑭ 外泊時在宅サービス利用料金(1日につき①560円②1,120円③1,680円)※1月に最大6日間まで

- ⑮ 口腔衛生管理加算Ⅰ…歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアの技術指導・助言を年2回以上実施し、入所者個別の口腔ケア・マネジメントが計画され、実施されている事で加算。（1月につき①90円②180円③270円）口腔衛生管理加算Ⅱ…上記Ⅰの内容に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合(1月につき①110円②220円③330円)

- ⑯ 経口移行加算…医師の指示に基づき、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成し、管理栄養士又は栄養士及び看護職員による支援が行われた場合は、計画作成から起算して180日以内(1日につき①28円②56円③84円)

- ⑰ 経口維持加算（Ⅰ）…経口摂取の方で著しい摂取機能障害があり、経口による継続的な食事を進めるための会議の実施や経口維持計画を作成している場合に加算(1月につき①400円②800円③1,200円）経口維持加算（Ⅱ）…協力歯科医療機関を定めている当該施設において上記経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、経口による継続的な食事を進めるための会議に歯科医師、歯科衛生士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算（1月につき①100円②200円③300円）

- ⑱ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ…入所者の褥瘡発生を予防する為、褥瘡の発生と関連の強い項目(皮膚状態・栄養状態・排泄・除圧等)について医師、看護師、管理栄養士、介護士、介護支援専門員等が共同して計画作成と定期的な評価を実施し、その情報を厚生労働省へ提出し結果に基づき計画的に実施された方(1月につき①3円②6円③9円）褥瘡マネジメント加算Ⅱ…Ⅰの算定要件を満たし且つ褥瘡発生リスクの高い方に褥瘡発生していない場合(1月につき①13円②26円③39円)

- ⑲ 排泄支援加算Ⅰ…排泄障害等の為、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援された方（1月につき①10円②20円③30円）排泄支援加算Ⅱ…Ⅰの算定要件を満たし要介護状態が軽減した場合（1月につき①15円②30円③45円）排泄支援加算Ⅲ…Ⅱの算定要件を満たしオムツ使用からオムツ使用なしになった場合（1月につき①20円②40円③60円）

- ⑳ 身体拘束廃止未実施減算…身体拘束等に関する記録や対策検討委員会、定期的な研修等を実施しないなど、その事実が判明した翌月から改善が認められた月までの間、全入所者の所定の単位数を減算(所定単位数の－10%)

- ㉑ 安全管理体制加算…外部の研修を受けた担当者の配置と組織的に安全対策を実施する部門の設置等体制整備(入所時1回に限り①20円②40円③60円）安全管理体制未実施減算…運営基準における事故の発生または再発を防止するための策を講じていない場合(1日につき①-5円②-10円③-15円)

- ㉒ 看取り介護加算Ⅰ…厚生労働大臣が定める施設基準に適合しその施設入所者について看取り介護を行った場合Ⅰ1…死亡日以前31日以上45日以下(1日につき①72円②144円③216円）Ⅰ2…死亡日以前4日以上30日以下(1日につき①144円②288円③432円）Ⅰ3…死亡日の前日及び前々日(1日につき①680円②1,360円③2,040円）Ⅰ4…死亡日(1日①1,280円②2,560円③3,840円)

- ㉓ 科学的介護推進体制加算Ⅰ…利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出することで加算（1月につき①40円②80円③120円）科学的介護推進体制加算Ⅱ…Ⅰの算定要件を満たし必要に応じてサービス計画の見直し等有効情報を活用している場合（1月につき①50円②100円③150円）

- ㉔ ADL維持等加算Ⅰ…評価対象期間が6か月を超える利用者の総数が10人以上で、Barthel indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、厚生労働省へ提出することで加算（1月につき①30円②60円③90円）ADL維持等加算Ⅱ…Ⅰの算定要件を満たし評価対象利用者の調整済ADL得得を平均して得た値が2以上の場合（1月につき①60円②120円③180円）

- ㉕ 退所前訪問相談援助加算…入所者が退所後生活予定の居宅を訪問し、退所後の保健医療福祉サービス等の相談援助を行った場合（1回につき①460円②920円③1,380円）退所後訪問相談援助加算…入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し相談援助を行った場合(1回につき①460円②920円③1,380円）退所前連携加算…退所前に入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し必要な情報提供した場合（1回につき①500円②1,000円③1,500円）退所時相談援助加算…入所者が退所後居宅において居宅サービス等を利用する場合、保健医療福祉サービスについて相談援助を行い且つ居宅サービス等に必要な情報を市町村等に提供した場合（1回につき①400円②800円③1,200円）

- ㉖ 介護職員処遇改善加算Ⅰ…1ヶ月の合計単位数(介護報酬総単位数)に8.3%相当乗じた金額が加算
- ㉗ 介護職員処遇改善加算Ⅱ…1ヶ月の合計単位数(介護報酬総単位数)に乗じた金額6.0%相当が加算
- ㉘ 特定処遇改善加算Ⅰ…1ヶ月の合計単位数(介護報酬総単位数)に2.7%相当乗じた金額を介護職員処遇改善加算Ⅰに上乗せして算定

- 前頁以外のサービス（利用料金の全額がご契約者の負担となります。）

サービスの概要と利用料金

- ① 趣味活動費 実費（レクリエーション参加時にかかる材料代、利用施設入園料、外出レク時の飲食代等）
- ② 教養娯楽費 実費（陶芸作品や俳句、書道などのコンクール出展にかかる費用）
- ③ 行事参加費 実費（行事参加時にかかる材料代、利用施設入園料、外出行事時の飲食代等）
- ④ 理・美容代 実費（外部訪問理美容サービス利用時に業者へ支払う費用となります。）
- ⑤ 行事食 実費（通常の食費で賄いきれない内容の食事を提供した場合、300円～500円）
- ⑥ 所持品管理費 施設負担（利用者の所持品を管理する為の費用）
- ⑦ 通帳管理費 1日につき50円（入所利用者の通帳を預かり管理する為の費用）
- ⑧ 特別な洗濯代 実費（ご希望により外部ドライクリーニング店を利用された場合にかかる業者へ支払う費用）
- ⑨ 食事のキャンセル料 外出などによる食事提供のキャンセルにつきましては、前日の17時まで受け付けております。前日17時以降や当日のキャンセル受付の場合は料金を頂きます。

- ⑩ 居住費 在籍中の入院・外泊期間は負担限度額居室区分に応じた金額をご負担いただきます。第一段階の方は、370円です。（介護保険給付期間以降）空床利用型短期入所事業において空床利用にご同意いただいた場合、利用の実績があった期間においては、当該費用を徴収いたしません。
- ⑪ 移送サービス 実費（外部民間移送業者(介護タクシー等)をご利用になられた場合、業者へ支払う費用）
- ⑫ 個人情報開示手数料 利用目的の通知に係る手数料1件につき100円、開示申請1件につき100円、開示実施手数料（複写物）1枚につき10円

- その他費用
  - ・ 歯ブラシや居室で使用するティッシュペーパー、その他整容に使用する日用品は自己負担となります。
  - ・ 協力病院その他医療機関にかかる治療費や療養にかかる物品、薬代の医療費自己負担分。
- ※ 紙おむつ等の排泄用品や布団寝具類・シーツ等、通常の洗濯代等は施設利用料金に含まれており、別途請求することはございません。

- 介護保険法の改正
国が定める介護給付費(介護報酬)の改定があった場合、当事業所の料金体系は、国が定める介護給付費に準拠するものとします。介護保険法改正による利用料の変更がある際は重要事項説明書別紙【別表利用料金参考表】にて変更の説明を致します。

## 重要事項説明書別表(利用料金参考表)同意書

施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項別表(利用料金参考表)の説明を行いました。	
【事業者名】	社会福祉法人 岩手和敬会
	特別養護老人ホーム 山岸和敬荘
【代表者】	施設長 奥山 満秋 <span style="float:right;">㊞</span>
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項別表(利用料金参考表)の説明を受け同意し、交付を受けました。	
令和 3 年 3 月 31 日	
利用者氏名：	<span style="float:right;">㊞</span>
身元引受人氏名：	<span style="float:right;">㊞</span>
	(続柄)

●サービス料金（介護保険給付外）

※1日当たりの料金

区分	食事負担 (1日当たり)	居住費(1日当たり)	
		多床室(2~4人部屋)	従来型個室
4段階	¥1,392	¥855	¥1,171
3段階	¥650	¥370	¥820
2段階	¥390	¥370	¥420
1段階	¥300	¥0	¥320

※『当施設の居住費・食費の負担額』をご参照下さい。  
詳しくは各市町村の介護保険課窓口へご相談下さい。

●高額介護サービス費・負担上限額…1月当たり

現役並み所得者に相当する方	44,400円
市区町村民税を課税されている方	44,400円
市区町村民税を課税されていない方	24,600円
・高齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金の合計が年間80万円以下の方等	15,000円
生活保護を受給している方	15,000円

●1月あたりの概算表

- 下表には、介護保険サービス費+各種加算+居住費+食費+預貯金通帳管理費+処遇改善加算が含まれています。
- 施設在所中の料金です。入院や外泊などがございましてと料金が変わります。
- 利用者様が個々に利用される経費（医療費・理美容代・私的な買い物等）は含まれておりません。
- 下表には、高額介護サービス費対象分の計算は含んでおりません。

(従来型個室をご利用の場合) ※1ヶ月最大日数31日で計算

介護度	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金 合計
要介護1	4段階(3割)	(介護 1,911 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 6,517	¥146,761
	4段階(2割)	(介護 1,274 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 4,344	¥124,841
	4段階(1割)	(介護 637 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,172	¥102,922
	3段階	(介護 637 + 食費 650 + 居住費 820 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,172	¥69,039
	2段階	(介護 637 + 食費 390 + 居住費 420 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,172	¥48,579
1段階	(介護 637 + 食費 300 + 居住費 320 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,172	¥42,689	

介護度	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金 合計
要介護2	4段階(3割)	(介護 2,115 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 7,212	¥153,780
	4段階(2割)	(介護 1,410 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 4,808	¥129,521
	4段階(1割)	(介護 705 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,404	¥105,262
	3段階	(介護 705 + 食費 650 + 居住費 820 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,404	¥71,379
	2段階	(介護 705 + 食費 390 + 居住費 420 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,404	¥50,919
1段階	(介護 705 + 食費 300 + 居住費 320 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,404	¥45,029	

介護度	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金 合計
要介護3	4段階(3割)	(介護 2,328 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 7,938	¥161,109
	4段階(2割)	(介護 1,552 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 5,292	¥134,407
	4段階(1割)	(介護 776 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,646	¥107,705
	3段階	(介護 776 + 食費 650 + 居住費 820 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,646	¥73,822
	2段階	(介護 776 + 食費 390 + 居住費 420 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,646	¥53,362
1段階	(介護 776 + 食費 300 + 居住費 320 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,646	¥47,472	

介護度	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金 合計
要介護4	4段階(3割)	(介護 2,532 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 8,634	¥168,129
	4段階(2割)	(介護 1,688 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 5,756	¥139,087
	4段階(1割)	(介護 844 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,878	¥110,045
	3段階	(介護 844 + 食費 650 + 居住費 820 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,878	¥76,162
	2段階	(介護 844 + 食費 390 + 居住費 420 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,878	¥55,702
1段階	(介護 844 + 食費 300 + 居住費 320 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,878	¥49,812	

介護度	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金 合計
要介護5	4段階(3割)	(介護 2,733 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 9,320	¥175,046
	4段階(2割)	(介護 1,822 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 6,213	¥143,698
	4段階(1割)	(介護 911 + 食費 1,392 + 居住費 1,171 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 3,107	¥112,351
	3段階	(介護 911 + 食費 650 + 居住費 820 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 3,107	¥78,468
	2段階	(介護 911 + 食費 390 + 居住費 420 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 3,107	¥58,008
1段階	(介護 911 + 食費 300 + 居住費 320 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 3,107	¥52,118	

※負担限度額1段階（生活保護受給者）につきましては、介護保険一割負担分が「介護券」（公費）によって支払われます。

●当施設の居住費・食費の負担額について（介護保険負担限度額認定申請手続き）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）で預貯金1,000万以下（夫婦の場合は2,000万円以下）の方や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

※1ヶ月最大日数31日で計算

対象者	区分	食費 (1日当たり)	居住費(1日当たり)	
			(多床室)	個室
市町村民税課税世帯の方	利用者負担 段階4	¥1,392 ( ¥43,152 )	¥855 ( ¥26,505 )	¥1,171 ( ¥36,301 )
	利用者負担 段階3	¥650 ( ¥20,150 )	¥370 ( ¥11,470 )	¥820 ( ¥25,420 )
	利用者負担 段階2	¥390 ( ¥12,090 )	¥370 ( ¥11,470 )	¥420 ( ¥13,020 )
	利用者負担 段階1	¥300 ( ¥9,300 )	¥0 ( ¥0 )	¥320 ( ¥9,920 )

世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で預貯金等が単身で1千万円(夫婦で2千万円)以下  
・老年福祉年金を受給されている方  
・生活保護等を受給されている方

※（ ）内の金額は月額（31日）です。介護保険法の報酬改定等により、料金は変わる場合がございます。

(多床室をご利用の場合) ※1ヶ月最大日数31日で計算

介護度	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金 合計
要介護1	4段階(3割)	(介護 1,911 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 6,517	¥136,965
	4段階(2割)	(介護 1,274 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 4,344	¥115,045
	4段階(1割)	(介護 637 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,172	¥93,126
	3段階	(介護 637 + 食費 650 + 居住費 370 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,172	¥55,089
	2段階	(介護 637 + 食費 390 + 居住費 370 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,172	¥47,029
1段階	(介護 637 + 食費 300 + 居住費 0 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,172	¥32,769	

介護度	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金 合計
要介護2	4段階(3割)	(介護 2,115 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 7,212	¥143,984
	4段階(2割)	(介護 1,410 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 4,808	¥119,725
	4段階(1割)	(介護 705 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,404	¥95,466
	3段階	(介護 705 + 食費 650 + 居住費 370 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,404	¥57,429
	2段階	(介護 705 + 食費 390 + 居住費 370 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,404	¥49,369
1段階	(介護 705 + 食費 300 + 居住費 0 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,404	¥35,109	

介護度	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金 合計
要介護3	4段階(3割)	(介護 2,328 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 7,938	¥151,313
	4段階(2割)	(介護 1,552 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 5,292	¥124,611
	4段階(1割)	(介護 776 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,646	¥97,909
	3段階	(介護 776 + 食費 650 + 居住費 370 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,646	¥59,872
	2段階	(介護 776 + 食費 390 + 居住費 370 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,646	¥51,812
1段階	(介護 776 + 食費 300 + 居住費 0 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,646	¥37,552	

介護度	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金 合計
要介護4	4段階(3割)	(介護 2,532 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 8,634	¥158,333
	4段階(2割)	(介護 1,688 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 5,756	¥129,291
	4段階(1割)	(介護 844 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,878	¥100,249
	3段階	(介護 844 + 食費 650 + 居住費 370 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,878	¥62,212
	2段階	(介護 844 + 食費 390 + 居住費 370 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,878	¥54,152
1段階	(介護 844 + 食費 300 + 居住費 0 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 2,878	¥39,892	

介護度	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金 合計
要介護5	4段階(3割)	(介護 2,733 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 9,320	¥165,250
	4段階(2割)	(介護 1,822 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 6,213	¥133,902
	4段階(1割)	(介護 911 + 食費 1,392 + 居住費 855 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 3,107	¥102,555
	3段階	(介護 911 + 食費 650 + 居住費 370 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 3,107	¥64,518
	2段階	(介護 911 + 食費 390 + 居住費 370 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 3,107	¥56,458
1段階	(介護 911 + 食費 300 + 居住費 0 + 預貯金管理費 50) × 31日 + 処遇改善 3,107	¥42,198	

※負担限度額1段階（生活保護受給者）につきましては、介護保険一割負担分が「介護券」（公費）によって支払われます。